

高齢者福祉に関する新年度施策について

1 高齢者施設の整備（継続）

高齢分野における施設面及び人材面での抜本的な対策を講じ、施設サービスの充実を図るため、特別養護老人ホーム等の整備を促進するなど、取組を推進していきます。

- ① 特別養護老人ホームの整備補助
 - ・ 整備数 (90 床)
- ② 地域密着型(定員 29 人以下)特別養護老人ホームの整備補助
 - ・ 整備数 (58 床) 2 施設

2 福祉人材の確保・育成等による高齢者福祉サービスの質の向上（拡充）

介護施設における質の高い施設サービスを継続的に提供できる環境を整えるため、福祉分野における総合的な人材の育成及び確保への効果的な方策を検討し、実施します。

- ① 市単独での「就職説明会」の開催（新規）
 - ・ 県社協主催、本市共催で実施した就職説明会に加え、市単独での就職説明会を開催します。
- ② 認知症ケアに関する認定制度の実施（新規）
 - ・ 認知症高齢者に対する福祉サービスの質の向上を図るため、専門性等の基準を満たす人や事業所を評価します。
- ③ 福祉人材表彰制度及び奨学金返済支援制度の実施（新規）
 - ・ 福祉職場の職場環境改善促進及び若手職員の市内福祉施設への雇用増加を目指し、新たに福祉人材表彰制度及び奨学金返済支援制度を実施します。
- ④ 介護等人材確保・資格取得支援事業（拡充）
 - ・ 介護福祉士実務者研修等の受講費補助に加え、新たに福祉サービスの質の向上につながる資格(介護福祉士等)や研修(認知症関連、ケアマネジャー資格取得関係等)の受講費を助成します。

3 明石商業高等学校福祉科の創設（新規）

福祉のまちづくりの一環として、今後、ますます必要とされる福祉分野の知識・技術の学習を通じ、資質や能力を身に付けた生徒が、介護福祉士の国家資格を取得し福祉分野へ就職することはもとより、福祉系・医療系の大学等に進学し更なるスキルアップを目指すなど、生徒の自己実現を促進し、将来についての可能性を広げることを目指し、市立明石商業高等学校に福祉科を創設します。

- ・ 高校卒業時に介護福祉士国家試験が取得できる福祉科を創設するため、必要とされる介護実習室や入浴実習室等の施設を同校敷地内に整備するなど、令和 6 年 4 月授業開始を目指し、準備を進めます。

4 地域総合支援センター等における支援体制の充実（拡充）

コロナ禍で孤立する高齢者などの要支援者に寄り添い、要支援者が抱える困りごとや不安を解消するため、地域総合支援センターを核とした支援体制の充実を図ります。

- ① 地域総合支援センターにおける支援体制の充実
 - ・ 専門職（保健師・看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員等）の増員を図ります。
 - ・ 「福祉まるごと相談窓口」として、断らない相談支援を行うため、基幹相談支援センターや後見支援センター等との連携を強化し、更生支援も含めた一体的な支援を行います。
 - ・ 民生児童委員や地域ボランティア団体等との連携に努めながら、センターを拠点にしたアウトリーチ等を通じた継続的な支援を行います。
- ② 重層的支援体制の構築に向けた検討
 - ・ **令和5年度**からの「重層的支援体制整備事業」（要支援者に寄り添い伴走する支援体制の整備）の開始に向け、実施計画の策定を進めます。

5 高齢者の安心・安全（認知症あんしんプロジェクトの推進）（継続）

認知症施策の指針となる「明石市認知症あんしんまちづくり条例」を制定し、まちのみんなで認知症を支えるまちづくりを更に推進します。

- ① あかしオレンジサポーター制度の推進
 - ・ 小・中学校等をはじめ、企業・市民団体等に対して、積極的にオレンジサポーター（認知症サポーター）の養成を行います。
 - ・ 従業員等の複数名がオレンジサポーターである企業・市民団体等を「あかしオレンジサポーター協力事業所」として認定します。
 - ・ 傾聴支援など、より専門性を高めたシルバーサポーターやゴールドサポーターの養成を行います。
- ② 認知症早期支援事業の継続実施
 - ・ 認知症チェックシートの結果、認知症の疑いがある65歳以上の人に受診を勧奨し、認知症診断にかかる費用の自己負担額を全額助成します。また、認知症の診断を受けた人にタクシー券又は居場所検索用端末機（GPS）の基本使用料を助成します。
- ③ 認知症サポート給付金等の継続実施
 - ・ 認知症と診断され、在宅で生活する人に認知症サポート給付金（1人あたり2万円）を支給するとともに、あかしオレンジ手帳（認知症手帳）及び宅配弁当等の3つの無料券（あんしんチケット）を交付し、認知症の人やその家族等の負担軽減を図ります。
- ④ 高齢者補聴器購入費助成事業の継続実施
 - ・ 聴力低下へ早期に対応し、認知症やフレイルの進行を緩やかにすることで生活の質を維持できるよう、聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない、医師が補聴器の使用を必要と認めた高齢者に補聴器購入にかかる費用の一部を助成（上限2万円）します。
- ⑤ 認知症あんしんネットワーク会議の開催
 - ・ 認知症家族会をはじめ、民生児童委員や地域団体、医療福祉関係者、企業関係者等で構成する会議を開催し、関係機関との連携を強化します。

6 高齢者ふれあいの里の運営について（拡充）

次期指定管理者の選定に合わせ、**令和5年度**より、「高齢者ふれあいの里」を老人福祉法に基づく「老人福祉センター」から、全ての市民が利用する地域の「共生型施設」へと転換を図ります。

令和4年度には、入浴事業の廃止に合わせ、内装等のリニューアルを行うとともに主催事業の充実を図ります。

① 施設の方向性

地域共生型施設への転換に際しては、これまで多くの高齢者が利用している介護予防を中心とした部分は継続しながら、ボランティアグループや地域団体等の多世代が利用できるような施設としていきます。

② 施設の整備

照明、内装等の改修、備品等の更新や多目的トイレへの改修など施設のリニューアルを図ります。

③ 施設の維持

外壁塗装や空調機器の更新等、施設の計画的な修繕を実施していきます。